

第33号議案

「(一社)東京都小学校PTA協議会 子育て支援勉強会 文部科学省委託事業「ネットモラルキャラバン隊」」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年9月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

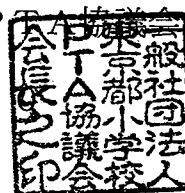
別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・**後援**名義使用申請書

平成29年 8月 8日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 一般社団法人東京都小学校PTA協議会



住所 (所在地) 東京都港区東新橋2-2-1  
村松ビル6階

代表者名 (ふりがな) おくむら とおる

奥村 透

代表者連絡先 (事務担当者) tel 03-3431-1575 fax 03-3431-7072  
office05@ptatokyo.com

事務担当者 増田 光子

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援**名義を使用したく、申請します。

記

事業名	(一社) 東京都小学校PTA協議会 子育て支援勉強会 文部科学省委託事業「ネットモラルキャラバン隊」	
実施期間	平成29年 12月 2日 (土) から 年 月 日 ( ) まで (1日間)	
実施場所	文京区民センター 3-A会議室	
事業内容	目的	本事業により、情報モラル教育充実の必要性を訴え、また家庭内での啓発活動を促すことで、青少年が有害環境から自身の力で身を守れるように、家庭でのコミュニケーションを軸に育てていける地域環境の構築に資することを目的とする。 さらに、本事業をきっかけに、保護者自身が、持ち帰った情報を基に家庭内で青少年とコミュニケーション取る機会を作るようなイベントを各地域で開催することで、地域の青少年の安全安心なインターネット利用に資することも目指している。
	内容	具体的な構成は①文部科学省行政説明②基調講演③パネルディスカッションとする。また、パネルディスカッション時には会場の参加者からの質問を受け付け、ただ聞くだけという受動的なものではなく、参加型イベントとなるように事業内容を構成する。
	対象者	都内PTA会員、教職員、都民等 (参加予定人員 200人)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	共同主催：株式会社メディア開発綜研 共催：安心ネットづくり促進協議会	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ 同意しない		

## 事業予算書

(一社) 東京都小学校PTA協議会  
 子育て支援勉強会  
 事業名 文部科学省委託事業  
 「ネットモラルキャラバン隊」

団体名 (一社) 東京都小学校PTA協議会

収 入	単 位 : 円	支 出	単 位 : 円
(株) メディア開発総研 事業費	311,900	会場費 (文京区民センター)	28,800
		講師謝金	66,600
		交通費	6,500
		印刷費	200,000
		消耗品費	10,000
計	311,900	計	311,900

平成29 年 8月 8日

(備 考)

平成 29 年 8 月 3 日

株式会社 メディア開発総研  
(Media Development Research Institute Inc)

一般社団法人東京都小学校PTA協議会

## 実施要綱

1.	事業名	(一社)東京都小学校PTA協議会 子育て支援勉強会 平成 29 年度 文部科学省委託事業「ネットモラルキャラバン隊」
2.	趣旨	<p>ネットモラルキャラバン隊を開催し、モラル教育充実の必要性を訴え、家庭内での啓発活動を促し、青少年が有害環境から自身の力で身を守れるように、家庭でのコミュニケーションを軸に育てていけるような地域環境の構築に資する。</p> <p>具体的には、本事業で保護者を対象に、モラルに焦点を当てた啓発活動を行い、技術での対応を求めがちな保護者に対して継続的に青少年をトラブルから守るためのポイントなどを持ち帰り、情報共有を行うことで、各地域へ更なる取組みの広がりを促す事業である。</p> <p>本事業をきっかけに、保護者自身が持ち帰った情報を基に、家庭内で青少年とコミュニケーション取る機会を作るようなイベントを開催し、地域の青少年の安全安心なインターネット利用に資することを趣旨としている。</p>
3.	事業内容	<p>■シンポジウム形式</p> <p>具体的な構成は①文部科学省行政説明②基調講演③パネルディスカッションとする。</p> <p>また、パネルディスカッション時には会場の参加者からの質問を受け付け、ただ聞くだけという受動的なものではなく、参加型イベントとなるように事業内容を構成する。</p>

4.	主催者	株式会社メディア開発綜研 一般社団法人東京都小学校PTA協議会
5.	期日(・時間)	期日:2017年12月2日(土) 時間:13:00~17:00
6.	会場	文京区 区民センター (住所:東京都文京区本郷 4-15-14)
7.	参加者	200名
8.	参加費	無料
9.	その他	共催団体:安心ネットづくり促進協議会

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都小学校ピーティーエー協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、東京都小学校PTA活動を通して、東京都における社会教育、家庭教育の充実をうながすと共に、学校教育との連携を深め、青少年の健全育成の増進をはかり、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会教育、家庭教育及びPTA活動の質的向上に資する研究大会、講演会、研修会等の開催
- (2) 社会教育、家庭教育及びPTA活動に関する調査研究、情報の収集及び提供
- (3) 自主性と創造性にとみ、社会連帯意識をもった青少年育成のために、東京都における関係団体との交流
- (4) 青少年の健全育成に資するための図書及び資料の刊行と広報活動
- (5) この法人の目的にそい、顕著な業績をあげたPTAその他の団体及び個人の顕彰
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都内において行なうものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、このうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した「団体会員」「個人会員」をもって構成する。
  - (イ) 団体会員 東京都内区市町村、組織されたPTA組織体（以下「地区P連」という）
  - (ロ) 個人会員 地区P連、東京都公立小学校長会及び会長が推薦する学識経験者であって、かつ総会において適当と認めた者
- (2) 賛助会員 この法人の事業に協力し援助する個人、法人または団体
- (3) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した、東京都内区市町村毎に組織された単位PTA（以下、単Pという）

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別途定める額を支払う義務を負う。

- (1) 団体会員の年会費は、当該年度学校基本調査による、公立小学校児童数に別途定めた金額を乗じたものとする。
- (2) 個人会員の年会費は別途定める。但し、社員総会の議決を経て、この納入を免除することができる。
- (3) 賛助会員は、別途定める賛助会費を納入しなければならない。
- (4) 準会員の年会費は、当該年度学校基本調査による、公立小学校児童数に別途定めた金額を乗じたものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

### (構 成)

- 第11条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権 限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開 催)

- 第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招 集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議 長)

- 第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

### (議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決 議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権を持つ総正会員の半数以上であって、議決権をもつ総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任



- (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事15名以上25名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、会長とする。
  - 3 会長以外の理事のうち4名以内を業務執行理事（以下「副会長」という）とする。
  - 4 会長、副会長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長の事務補佐及び法人の業務を副会長と共に分担執行する。
  - 4 会長、副会長、常務理事は3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人（以下「事務局員」という）に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（理事の構成）

- 第26条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

## 第6章 理 事 会

（構成）

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

- 第28条 理事会は、次の職務を行なう。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び副会長、常務理事の選定及び解職

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(保有株式等の議決権行使の制限)

第38条 この法人は、保有する株式又は出資に係る議決権を行使してはならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

## 第10章 補 則

(定款補則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、新谷珠恵とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条に第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

29年度

一般社団法人 東京都小学校PTA協議会

## 役員名簿

会長 奥村 透

副会長 青木 信夫

副会長 森本 武志

副会長 吉岡 泰子

副会長 吉田 周平

常務理事 長谷川 浩章

監事 長澤 清

監事 柳田 郁紀

# 株式会社メディア開発綜研：会社概要

**会社名** 株式会社メディア開発綜研  
(英表記 Media Development Research Institute Inc. 略称 MDRI)

**所在地** 〒162-0835 東京都新宿区中町10  
TEL:03-5261-8927 FAX:03-5261-8928

**メールアドレス** [info@mdri.co.jp](mailto:info@mdri.co.jp)

**URL** <http://www.mdri.co.jp/>

**資本金** 1,800万円

**役員** 代表取締役社長 戸口 功一

**事業内容** 政策提言、及び研究調査  
企業コンサルティング  
市場調査  
報告書・白書等の編集・制作  
情報系ソフトの企画・制作  
研究会、各種イベントの企画・運営

## 【加盟団体】

安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA)、  
一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム (MCF)、一般社団法人テレコムサービス協会、  
一般社団法人 日本映画テレビ技術協会、NPO 日本ビデオコミュニケーション協会 (JAVCOM)、  
メディアビジネス研究会 (MINTS)

## 【所属学会】(研究員)

日本マス・コミュニケーション学会、日本出版学会、日本映像学会  
日本ダイレクトマーケティング学会、公益財団法人情報通信学会

株式会社 メディア開発綜研  
(Media Development Research Institute Inc)

〒162-0835  
東京都新宿区中町10  
電話 (03)5261-8927  
FAX (03)5261-8928  
URL: <http://www.mdri.co.jp>

## 役員名簿

平成29年4月1日現在

役職	氏名
代表取締役社長	戸口 功一
取締役	椎名 達人
取締役	菊地 実
監査役	蔭山 淳子